

○石巻市立学校体育施設開放実施要綱

平成17年 4 月 1 日教育委員会告示第10号

改正

平成19年 3 月29日教育委員会告示第 8 号

平成21年 3 月27日教育委員会告示第 5 号

平成23年 9 月30日教育委員会告示第10号

令和 2 年 3 月13日教育委員会告示第 4 号

令和 3 年 7 月29日教育委員会告示第 9 号

令和 5 年10月26日教育委員会告示第18号

石巻市立学校体育施設開放実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第 1 項及び石巻市立学校の管理に関する規則（平成17年石巻市教育委員会規則第16号）第31条の規定に基づき、学校体育施設の開放について必要な事項を定め、もって市民の体育・スポーツの推進を図ることを目的とする。

(開放指定校)

第 2 条 学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放指定校」という。）は、その地域性及び施設の現状を勘案し、当該学校の校長と協議の上、石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。

(利用対象及び登録)

第 3 条 開放指定校の利用の対象となる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学する者により構成する団体で、特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会（以下「石巻市スポーツ協会」という。）の加盟団体又は開放指定校の推薦を受けた団体とする。

2 開放指定校を利用しようとする者は、開放指定校利用団体登録申請書（兼推薦書）（様式第 1 号）に石巻市スポーツ協会又は開放指定校の推薦を受け、教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請が適当と認めたときは、当該団体を開放指定校利用団体登録簿（様式第 2 号）に登録するものとする。

(登録の抹消)

第 4 条 教育委員会は、前条第 3 項の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 団体が解散したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な行為をしたとき。
- (3) 団体として信用を失う行為があったとき。

(事務及び管理)

第 5 条 開放指定校に関する事務及び開放による施設の管理は、教育委員会が行うものとする。

2 この要綱の実施に関し、開放指定校の校長（以下「校長」という。）は、一切の

責任を負わないものとする。

(開放時間)

第6条 学校体育施設の開放時間は、後始末を含めて、午後9時までとする。

(利用責任者)

第7条 登録団体の利用責任者は、成人とし、その利用に当たっては、一切の責任を負うものとする。

2 教育委員会は、登録団体の利用責任の明確化を図るため、利用責任者に対し開放指定校利用団体登録証（様式第3号）を交付する。

(利用許可)

第8条 開放指定校を利用しようとする登録団体は、当該校長に対し、開放指定校利用許可申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた校長は、利用を適当と認めたときは、申請者に対し、開放指定校利用許可書（様式第5号）を交付する。

(利用に関する経費)

第9条 開放指定校の学校体育施設の利用に関する経費は、無料とする。

(鍵の管理)

第10条 学校体育施設の鍵の受渡しは、学校ごとの規程に従って行い、開放指定校利用団体登録証を所持する利用責任者が保管管理するものとする。

(利用団体の遵守事項)

第11条 第8条第2項の許可を受け開放指定校を利用する登録団体（以下「利用団体」という。）は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 開錠及び施錠は、利用責任者が行うこと。
- (2) 指定された以外の出入口を利用しないこと。
- (3) 屋内施設は、土足で出入りしないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 敷地内で喫煙しないこと。
- (6) 校庭は、その状態をよく確認の上利用し、損傷しないようにすること。
- (7) 利用中に非常事態が生じた場合は、関係機関に速やかに連絡し、適切な処置をとること。
- (8) 利用終了後は必ず清掃し、器具等を所定の場所に格納する等後始末を確実にするとともに、日誌に記入すること。

(損害賠償等)

第12条 開放指定校の利用に当たり、利用団体に故意又は重大な過失があつて事件が発生したときは、利用団体がその責めを負うものとする。

(利用の停止又は中止)

第13条 校長は、利用団体がこの要綱に定める事項を確実に履行しない場合は、当該利用団体に対し、事後一切の利用を停止し、又は中止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日教委告示第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委告示第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日教委告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日教委告示第4号）

この告示は、令和2年3月13日から施行する。

附 則（令和3年7月29日教委告示第9号）

この告示は、令和3年7月29日から施行する。

附 則（令和5年10月26日教委告示第18号）

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

開放指定校利用団体登録申請書(兼推薦書)

年 月 日

石巻市教育委員会 (宛て)

団体名
代表者氏名
郵便番号 —
住所
電話

石巻市立学校体育施設開放実施要綱第3条第2項の規定に基づき、開放指定校を利用したいので、下記のとおり登録願います。

記

利用責任者氏名		住所		電話番号	緊急時連絡先 (勤務先・携帯電話等)	
種目		開放指定校		開放曜日		
利用期間			年 月 日から	年 月 日まで		

推薦書

上記団体を開放指定校利用団体として推薦します。

年 月 日

石巻市立 学校長

特定非営利活動法人

石巻市スポーツ協会 会長

※特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会団体正会員(上部団体)はスポーツ協会会長から、任意スポーツ団体は使用学校長から推薦を受けること。

様式第2号（第3条関係）

登録番号 No. _____

開放指定校利用団体登録簿 （ _____ 年度）

- 1 登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 2 登録団体名 _____
- 3 種目 _____
- 4 団体代表者 (住所) _____ (氏名) _____
(電話) _____
- 5 開放指定校 _____
- 6 利用責任者 _____

氏名	住所	電話番号	緊急時連絡先 (勤務先・携帯電話等)	備考

様式第 3 号（第 7 条関係）

開放指定校利用団体登録証		No.
団体名		
住所		
代表者氏名		
利用責任者氏名		
利用責任者住所		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
上記の団体は開放指定校利用団体に登録されていることを証明する。		
年 月 日		
石巻市教育委員会		

様式第4号（第8条関係）

開放指定校利用許可申請書

年 月 日

石巻市立 学校長 (あて)

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

石巻市立学校体育施設開放実施要綱第8条第1項の規定に基づき、貴校の体育施設を、下記により利用したいので申請します。

なお、利用に際しては、学校施設・設備貸与要項の規定を守ることを確約します。

記

1 利用日時 年 月 日から
年 月 日まで(週 回、曜日)
午 前 時 分から 前 時 分まで
午 後 時 分 後

2 利用目的 _____

3 利用人数 _____人

4 利用する設備備品 _____

様式第5号(第8条関係)

開放指定校利用許可書

年 月 日

様

石巻市立

学校長

印

石巻市立学校体育施設開放実施要綱第8条第2項の規定に基づき、学校体育施設及び設備
備品の利用を下記のとおり許可する。

1 利用日時

年	月	日から			
年	月	日まで(週	回、	曜日)	
午 前	時	分から 前	時	分まで	
	午				
後		後			

2 条件

(1) 利用責任者は、学校の規程に従って鍵の受け渡しを行い、鍵の管理には万全を期す
こと。

(2) 鍵の開閉は、利用責任者が行うこと。

(3) 指定された以外の出入口は使用しないこと。

(4) 屋内施設は、土足で出入りしないこと。

(5) 火気は使用しないこと。

(6) 施設内で喫煙しないこと。

(7) 校庭は、その状態をよく確認の上利用し、損傷しないようにすること。

(8) 施設設備を損傷亡失したときは、必ず校長に連絡し、利用前の状態に復元する処置
をとること。

(9) 利用終了後は必ず清掃し、利用した器具等を所定の場所へ格納の上、退校時刻及び
後始末の状況を体育館利用日誌に必ず記入すること。

(必要であれば警備会社へ連絡すること。電話 ー)

(10) 利用中、非常事態が発生した場合は近隣の施設を利用して、学校長()、警備会
社及び関係機関に速やかに連絡し、適切な処理をすること。

※ 本許可書の写し(コピー)を教育委員会に提出すること。